

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)
当たるときは、その翌日

目 次

◇規 則 とっとり県民の日条例第四条の使用料等を定める規則（公園都市政策課）

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則（市町村振興課）

◇人委規則 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（職員課）

公布された規則のあらまし

◇とっとり県民の日条例第四条の使用料等を定める規則

一 とっとり県民の日、九月の第二土曜日及びその翌日において徴収しない使用料等は、次のとおりとすることとした。

- 1 健康増進センターの使用料のうち、体育施設使用料及び入浴施設使用料
- 2 産業体育館の使用料のうち、施設使用料（専用利用の場合にあつては、とっとり県民の日の趣旨にふさわしい行事（以下「ふさわしい行事」という。）を行うときに限る。）

3 布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く。）の集会、展示会その他これらに類する催しに係る使用料（ふさわしい行事を行う場合に限る。）

4 布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園の公園施設の利用に係る使用料のうち、次に掲げるもの

- (一) 布勢総合運動公園の陸上競技場（トレーニングルームを除く）、野球場、第一補助競技場、第二補助競技場、鳥取県民体育館（トレーニングルームを除く。）及び多目的広場並びに東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター（トレーニングルーム及びカヌー艇庫を除く）、アーチェリー場及び屋根のある多目的広場の使用料（専用利用の場合にあつては、ふさわしい行事を行うときに限る。）
- (二) 布勢総合運動公園の陸上競技場のトレーニングルーム及び鳥取県民体育館のトレーニングルーム並びに東郷湖羽合臨海公園あやめ池スポーツセンターのトレーニングルームの使用料
- (三) 布勢総合運動公園のテニス場及び東郷湖羽合臨海公園のテニスコートの使用料（多数のコートを貸し切る場合にあつては、ふさわしい行事を行うときに限る。）

5 鳥取港海友館の使用料

6 みなとさかい交流館の使用料のうち、次に掲げるもの

- (一) マリンプラザ二十一の使用料
- (二) 会議室の使用料（ふさわしい行事を行う場合に限る。）

7 県立博物館の使用料のうち、次に掲げるもの

- (一) 入館料
- (二) 展示室等使用料（ふさわしい行事を行う場合に限る。）

8 県営鳥取武道館、県営米子武道館及び県営倉吉武道館の使用料のうち、施設使用料（貸切りの場合にあつては、ふさわしい行事を行うときに限る。）

9 県営屋内プールの使用料のうち、次に掲げるもの

規 則

とっとり県民の日条例第四条の使用料等を定める規則をここに公布する。

平成十年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

とっとり県民の日条例第四条の使用料等を定める規則

とっとり県民の日条例(平成十年六月鳥取県条例第十三号)第四条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。

一 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号)第四条の規定に基づく使用料のうち、体育施設使用料及び入浴施設使用料

二 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成九年三月鳥取県条例第一号)第七条の規定に基づく使用料のうち、施設使用料(専用利用の場合)については、とっとり県民の日の趣旨にふさわしい行事(以下「ふさわしい行事」という。)を行うときに限る。

三 鳥取県都市公園条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号)第八条第一項の規定に基づく使用料のうち、鳥取県立布勢総合運動公園及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(燕趙園を除く。)の集会、展示会その他これらに類する催しに係る使用料(ふさわしい行事を行う場合に限る。)

四 鳥取県都市公園条例第八条第二項の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの
イ 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場(トレーニングルームを除く)、野球場、第一補助競技場、第二補助競技場、鳥取県民体育館(トレーニングルームを除く)及び多目的広場並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター(トレーニングルーム及びカヌー艇庫を除く)、アーチェリー場及び屋根のある多目的広場の使用料(専用利用の場合)については、ふさわしい行事を行うときに限る。
ロ 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場のトレーニングルーム及び鳥取県民体育館のトレーニングルーム並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園あやめ池スポーツセンターのトレーニングルームの使用料
ハ 鳥取県立布勢総合運動公園のテニス場及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のテニスコートの使用料(多数のコートを貸し切る場合)については、ふさわしい行事を行う

- (一) プールの使用料
 - (二) 研修室の使用料(ふさわしい行事を行う場合に限る。)
 - 10 倉吉体育文化会館の使用料のうち、施設使用料(専用利用の場合)にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。
 - 二 この規則は、公布の日から施行することとした。
- ◇市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則
- 一 各市町村の基準財政収入額のうち、次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。(第二条、第五条関係)
 - (一) 市村民税の所得割に係る基準税額
 - (二) 市町村たばこ税に係る基準税額
 - (三) 自動車取得税交付金に係る基準税額
 - 二 一の規則は、公布の日から施行し、平成十年度分の普通交付税から適用することとした。
 - 2 平成十年度の各市町村の基準財政収入額に加算する市村民税の所得割に係る特別減税による減収相当額の算定方法を定めることとした。

ときに限る。)

五 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第六号)第五条の規定に基づく鳥取県立鳥取港海友館の使用料

六 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例(平成九年三月鳥取県条例第二号)第七条の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの

イ マリンプラザ二十一の使用料

ロ 会議室の使用料(ふさわしい行事を行う場合に限る。)

七 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和四十七年七月鳥取県条例第二十九号)第四条の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの

イ 入館料

ロ 展示室等使用料(ふさわしい行事を行う場合に限る。)

八 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号)第四条第一項の規定に基づく鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館の使用料のうち、施設使用料(貸切りの場合にあつては、ふさわしい行事を行うときに限る。)

九 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第四条第二項の規定に基づく鳥取県営屋内プールの使用料のうち、次に掲げるもの

イ プールの使用料

ロ 研修室の使用料(ふさわしい行事を行う場合に限る。)

十 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第八号)第四条の規定に基づく使用料のうち、施設使用料(専用利用の場合にあつては、ふさわしい行事を行うときに限る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十五号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の算式中「90,945円」を「93,284円」に、「0.999737880」を「0.997560945」に改め、同条の算式の符号B中「1.029」を「1.035」に改め、同条の算式の符号C中「 1.17888 」を「 1.18134 」に、「 1.055 」を「 1.157 」に改める。

第四条の算式中「1.7888」を「1.8134」に、「0.999699188」を「0.99269394」に改め、同条の算式の符号B中「1.0079」を「1.0023」に、「1.0097」を「0.9786」に改める。

第五条の算式中「0.999758891」を「0.999560571」に改め、同条の算式の符号B中「1.071」を「0.953」に、「1.000」を「1.140」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
五万円以下のもの	九・五四九
五万円を超え十万円以下のもの	一・九六三
十万円を超え二十万円以下のもの	一・五二二
二十万円を超え四十万円以下のもの	一・一一〇
四十万円を超え六十万円以下のもの	一・〇一八

六十万円を超え八十万円以下のもの	一・〇〇九
八十万円を超え百二十万円以下のもの	一・〇〇八
百二十万円を超え百六十万円以下のもの	一・〇〇七
百六十万円を超え二百万円以下のもの	一・〇〇七
二百万円を超え三百万円以下のもの	一・〇〇二
三百万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二を次のように改める。

別表第二(第三条関係)

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇二三	一・〇三一	東郷町	〇・九八〇	〇・七三三
米子市	一・〇二五	〇・九九二	三朝町	〇・九九五	〇・六四八
倉吉市	一・〇〇七	〇・八二八	関金町	〇・九九四	〇・五〇六
境港市	一・〇一三	〇・八一九	北条町	一・〇二四	〇・六四〇
国府町	一・〇一八	〇・七二九	大栄町	〇・九九七	〇・六二六
岩美町	〇・九九七	〇・六四一	東伯町	一・〇〇八	〇・七〇六
福部村	一・〇三一	〇・六一一	赤碓町	一・〇〇五	〇・六七九
郡家町	一・〇一三	〇・七一一	西伯町	一・〇一八	〇・七〇一
船岡町	〇・九九三	〇・六七八	会見町	一・〇〇六	〇・六七一
河原町	〇・九八七	〇・七〇三	岸本町	一・〇二三	〇・七三四
八東町	〇・九九八	〇・六七四	日吉津村	一・〇二二	〇・九三五
若桜町	〇・九六三	〇・五八九	淀江町	一・〇二三	〇・八二四
用瀬町	〇・九九二	〇・六八七	大山町	一・〇一一	〇・六四三
佐治村	〇・九六九	〇・五二〇	名和町	一・〇〇一	〇・七一四
智頭町	〇・九九三	〇・六四五	中山町	一・〇一七	〇・六一八
気高町	一・〇〇五	〇・六三二	日南町	〇・九七三	〇・五九三

市町村名	単位額補正率	市町村名	単位額補正率
鳥取市	一・一八〇	東郷町	〇・八六九

附則
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十年度分の普通交付税から適用する。

(市町村民税の所得割に係る特例加算額の算定に用いる額の算定方法)

2 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号) 附則第十九条の五第二項第二号の額は、知事が次の算式によって算定した額とする。

算式

$$[(1(93,264円 \times \alpha) \times A - B + C + D) \times 0.731] \times 0.997873701$$

(93,264円×α)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A 改正後の規則第3条の算式の符号Aに同じ。

B 改正後の規則第3条の算式の符号Bに同じ。

C 改正後の規則第3条の算式の符号Cに同じ。

D 分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等に係る譲渡所得に係る平成10年度の当初調定に係る税額として知事が調査した額

α 附則別表に定める単位額補正率

附則別表

市町村名	単位額補正率	市町村名	単位額補正率
鳥取市	一・一八〇	東郷町	〇・八六九

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

泊	羽	青	鹿	気	智	佐	用	若	八	河	船	郡	福	岩	国	境	倉	米
合	谷	野	高	頭	治	瀬	桜	東	原	岡	家	部	美	府	港	吉	子	
村	町	町	町	町	村	町	町	町	町	町	町	村	町	市	市	市		
○・七三六	○・八一三	○・七九一	○・八二九	○・七七五	○・七八九	○・六六九	○・八三三	○・七二九	○・八二六	○・八五六	○・八二六	○・八六三	○・七六六	○・七八五	○・八七四	○・九六三	○・九六七	一・一三六
溝	江	日	日	中	名	大	淀	日	岸	会	西	赤	東	大	北	関	三	
口	府	野	南	山	和	山	江	吉	本	見	伯	碕	伯	柴	条	金	朝	
町	町	町	町	町	町	町	町	津	町	町	町	町	町	町	町	町	町	
○・八二八	○・七七三	○・七九六	○・七三七	○・七六五	○・八五四	○・七八九	○・九六五	一・〇八六	○・八八二	○・八二一	○・八四七	○・八二一	○・八四五	○・七六五	○・七八三	○・六五一	○・七八八	

平成十年七月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十四号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表の3の表中

総務課長	教育長
------	-----

を

課長 課長補佐 (のに限る。)	教育長 次長
--------------------	--------

(総務課に所属するも

に改め、同表の7の表中

課長 課長補佐(総務課に所属のに限る。)

するも

を 課長 出納室長 総務係長

に、 教育長 次長

を 教育長 課長

に改め、同表

の19の表中

教育長

に改め、同表の42の表及び43の表中

局長 課長

を

教育長 課長 室長

局長 次長 課長 会計室長

に改め、同表の46の表

の次に次のように加える。

47 日野病院組合

機 関	職
病院	病院長 副病院長 局長 総看護婦長 課長 看護婦長

48 鳥取中部ふるさと広域連合

機 関	職
事務局	局長 次長 課長
中部クリーンセンター	所長
ほうきりサイクルセンター	所長

摩瑠山斎場

場長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。